

件名：定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置の公表

## 監査委員事項

### 沖縄県監査委員公表第7号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事から通知があったので、別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和7年6月27日

沖縄県監査委員	渡	嘉	敷	道	夫
沖縄県監査委員	川	畑	順	義	
沖縄県監査委員	又	吉	清	義	
沖縄県監査委員	喜	友	名	智	子

## 第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

＜財務・事務に関する事項＞

(平成29年度監査結果報告分)

### 【病院事業局】

#### 1 預り金の管理に改善を要するもの

##### (1) 指摘の内容

健康保険料、厚生年金保険料等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとなっている月があり、また、その他預り金について、内容を確認できない残高があった。(中部病院)

##### (2) 講じた措置の内容

不明な預り金について、過年度損益修正処理を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

(令和4年度監査結果報告分)

### 【生活福祉部】

#### 1 勤務管理等が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

会計年度任用職員の出勤簿が休暇簿や職務専念義務免除承認書等に基づき、適切に整理がされていないものがあった。(障害福祉課)

##### (2) 講じた措置の内容

出勤簿について、休暇簿や職務専念義務免除承認書等に基づく整理を行った。指摘後、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

(令和5年度監査結果報告分)

### 【各部局共通】

#### 1 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

ア 証紙収納簿への登記が漏れているもの並びに月計額・累計額の記載漏れ及び記載誤りがあるものがあった。

・保健医療介護部（北部保健所）

イ 証紙が貼付されている許可申請書を破棄しているものがあった。

・保健医療介護部（中部保健所）

ウ 許可申請に係る手数料について、超過して納付した額（40,000円）があったが、還付に関する案内がなされていないものがあった。

・土木建築部（建築指導課）

##### (2) 講じた措置の内容

証紙収納簿の訂正を行った。また、証紙の購入確認ができる資料を許可申請書に添付した。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

#### 2 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

ア 契約を締結するときは、支出負担行為書の決議が必要であるが、これが契約期間後又は検査終了後に行われているものがあった。

・企画部（統計課）

・環境部（環境保全課）

・保健医療介護部（衛生環境研究所）

・病院事業局（総務企画課）

・議会事務局（総務課）

イ 交付を決定するときは、支出負担行為書の決議が必要であるが、これが大幅に遅れているものがあった。

・文化観光スポーツ部（観光政策課）

##### (2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

### 3 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

財務規則において出納機関への合議が必要とされる支出負担行為について、合議がなされていないものや大幅に遅れているものがあった。

- ・保健医療介護部（医療政策課、感染症対策課）
- ・商工労働部（産業政策課）
- ・土木建築部（首里城復興課）

#### (2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

### 4 不経済な支出を行っていたもの

#### (1) 指摘の内容

所得税等の源泉徴収をしていなかったため、納付期限内での納付ができず延滞税及び不納付加算税が生じ、不経済な支出となっているものがあった。

- ・知事公室（基地対策課）
- ・こども未来部（コザ児童相談所）
- ・農林水産部（農政経済課）
- ・土木建築部（北部土木事務所、南部土木事務所）

#### (2) 講じた措置の内容

業務受託者から所得税相当額の返納処理を行い税務署へ納付した。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

### 5 支払が遅延していたもの

#### (1) 指摘の内容

令和4年度予算で支払うべきものを令和5年度予算で支払っているものがあった。

- ・総務部（東京事務所）
- ・生活福祉部（宮古福祉事務所）

#### (2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

### 6 期末手当が過払いとなっていたもの

#### (1) 指摘の内容

会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、期間率を誤ったため、過払いとなっているものがあった。

- ・農林水産部（営農支援課）
- ・土木建築部（住宅課）

#### (2) 講じた措置の内容

期末手当の過払いについて、返納の処理を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

### 7 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

ア 執行予定額が1件100万円以上の場合は、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていないものがあった。

- ・商工労働部（工業技術センター）
- ・病院事業局（中部病院、南部医療センター・こども医療センター）
- ・教育機関（具志川高等学校、沖縄盲学校）

イ 契約締結後に予定価格調書が作成されているものがあった。

- ・病院事業局（中部病院）

ウ 設計書に誤りがあり、予定価格を過少に設定したことで、落札者を決定することができないもの

があった。

- ・土木建築部（中部土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に務めている。

**8 契約に定める手続が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

年間計画書、事業計画書等が提出されていないものがあった。

- ・総務部（職員厚生課）
- ・土木建築部（住宅課）
- ・教育機関（名護商工高等学校）

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

**9 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

ア 工事により取得した財産について、公有財産台帳への登載が行われていないものがあった。

- ・土木建築部（都市公園課）

イ 修繕又は工事により財産価値が増加していたが、公有財産台帳を調整していないものがあった。

- ・農林水産部（南部農業改良普及センター）
- ・商工労働部（ITイノベーション推進課）

ウ 特許権について、公有財産台帳への登載及び調整が遅れていたもの並びに調整がなされていないものがあった。

- ・商工労働部（工業技術センター）

エ 公有財産台帳に財産を二重に登載しているものがあった。

- ・土木建築部（空港課）

オ 公有財産台帳に残存率を誤って登載しているものがあった。

- ・商工労働部（ITイノベーション推進課）

(2) 講じた措置の内容

公有財産台帳への登載及び調整を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

**10 備品の管理が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

ア 重要備品が所在不明のものがあった。

- ・総務部（八重山事務所総務課）
- ・保健医療介護部（保健医療総務課、八重山保健所）
- ・農林水産部（農業研究センター石垣支所、水産海洋技術センター、農業大学校）
- ・商工労働部（ものづくり振興課、工芸振興センター）
- ・文化観光スポーツ部（博物館・美術館）

イ 耐用年数を経過していない備品が所在不明を理由に亡失処理されているものがあった。

- ・商工労働部（産業政策課）

(2) 講じた措置の内容

当該備品の所在を確認し、現存しているものは所在を特定し、現存していないものは亡失手続を、使用に耐えないものは処分手続を行うなど備品台帳を整備するとともに、改めて職員に対し適正な管理の徹底を周知した。

**11 勤務管理等が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員の勤務実態が、労働条件通知書と異なっているものがあった。

- ・企画部（市町村課）
- ・文化観光スポーツ部（観光振興課）

- ・土木建築部（土木総務課）
- (2) 講じた措置の内容  
労働条件通知書に記載された勤務条件どおりの勤務に改めた。指摘後、職員に対し関係規程の周知徹底を図り適正な事務処理に努めている。

**【知事公室】**

**1 備品台帳の管理が適正でなかったもの**

- (1) 指摘の内容  
沖縄県次期防災情報システム構築業務で取得した備品について、備品台帳への登記が行われていないものがあつた。（防災危機管理課）
- (2) 講じた措置の内容  
備品台帳への登記を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

**2 安全運転管理者の業務の実施が適正でなかったもの**

- (1) 指摘の内容  
アルコール検知器を備えておらず、酒気帯びの有無の確認が行われていないものがあつた。（消防学校）
- (2) 講じた措置の内容  
アルコール検知器を整備し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に基づく酒気帯びの有無の確認を実施している。

**【総務部】**

**1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの**

- (1) 指摘の内容  
次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあつた。

ア 県税	（円、％）				
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
令和5年度	155,109,863,048	153,060,197,696	145,827,994	2,093,804,383	98.7
令和4年度	148,776,586,744	146,477,189,855	107,201,739	2,194,316,638	98.5
対前年度比	104.3	104.5	136.0	95.4	—

（税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課、八重山事務所県税課）

イ 土地貸付料（一般会計）	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率	
	44,745,785円	6.3％	7.4％	（管財課）
ウ 土地貸付料（所有者不明土地管理特別会計）	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率	
	5,799,480円	21.1％	3.0％	（管財課）

- (2) 講じた措置の内容
  - ア 県民の納期内納付の促進のための広報活動や滞納処分の強化、滞納者の実情に即した滞納整理を図ることにより、収入未済額の縮減に努めている。  
なお、県税収入未済額の72.5パーセントを占める個人県民税について、以下のとおり徴収対策を実施している。
    - (ア) 県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会を通して市町村との緊密な連携を図っている。
    - (イ) 県税事務所等の所管市町村について、必要な場合は、県職員の併任発令、実務研修生の受入れ、共同催告などの支援、県と市町村の合同公売を行っている。
    - (ウ) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、県税市町村税徴収強化月間を設定し自主納付及び納期内納付の促進を図っている。
    - (エ) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や研修会を開催して、知識の蓄積に努めている。
  - イ 土地貸付料（一般会計）について、引き続き債権回収会社へ委託するとともに、滞納者に対する催告及び納入指導を実施している。今後も、滞納者への督促等を図ることにより、収入未済額の縮減に努める。

ウ 土地貸付料（所有者不明土地特別会計）について、住所不明者に対しては、現住所の追跡調査を実施するとともに、新たな滞納者に対しては随時訪問による納入指導を行っている。

## 2 切手の管理が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

郵便切手2枚を亡失しているものがあつた。 (総務私学課)

### (2) 講じた措置の内容

切手について亡失手続を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

## 【環境部】

### 1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

#### (1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
行政代執行に係る求償費用	83,601,186円	99.9%	△0.01%

(環境整備課)

#### (2) 講じた措置の内容

行政代執行に係る求償費用について、納付対象者への催告書の送付、金融機関等への財産調査を行うとともに、差押債権の取立て等を行った結果、令和6年度において、874,745円を回収した。

## 【生活福祉部】

### 1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

#### (1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
生活保護費返還金	184,180,512円	55.8%	△7.5%

(保護・援護課、北部福祉事務所、中部福祉事務所、南部福祉事務所、八重山福祉事務所)

#### (2) 講じた措置の内容

生活保護費返還金について、生活保護受給者に対する制度説明の徹底により、過払い金発生防止や返還金発生時の早期対応等に努めている。また、生活保護担当職員と債権管理担当職員との連携による納付指導の実施など、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和6年度において、2,891,781円を回収するとともに、6,672,265円を不納欠損金として整理し、併せて、25,255,694円について履行の延期を承認した。

### 2 予定価格を提示して契約を締結していたもの

#### (1) 指摘の内容

1者のみが参加した一般競争入札において、再度の入札に付するも落札者がなかったため、入札に参加した者に予定価格を提示して見積書を徴し、随意契約により契約を締結しているものがあつた。

(計量検定所)

#### (2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

## 【こども未来部】

### 1 国庫補助事業の実績報告に係る事務が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

国庫補助事業の実績報告に係る手続において、誤った金額を報告したため、国庫補助金の受入額が30,000円過少となっているものがあつた。

(子育て支援課)

#### (2) 講じた措置の内容

国庫補助金の不足分については、一般財源で補填した。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

## 【生活福祉部、こども未来部】

### 1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

#### (1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
ア 児童福祉施設負担金	46,097,827円	75.2%	14.1%
(障害福祉課、こども家庭課、各福祉事務所、各児童相談所)			
イ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	77,711,302円	39.1%	△7.3%
(女性力・ダイバーシティ推進課、各福祉事務所)			

(2) 講じた措置の内容

ア 児童福祉施設負担金について、納入義務者の面談時に負担額の説明を行い、制度の理解及び納入への意識付けを図り、未収金の発生予防に取り組んだ。また、引き続き滞納整理強化月間の設定等により債権回収に努めた結果、令和6年度において、2,206,451円を回収するとともに、11,917,152円を不納欠損金として整理した。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入について、制度の周知徹底等により新たな債権の発生を防ぐとともに、督促状の送付や分割納付への移行等により徴収に努めている。また、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和6年度において、10,766,073円を回収するとともに、2,344,814円を不納欠損金として整理した。

【保健医療介護部】

1 予算の執行が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

国庫返還に係る償還金について、補正予算を調製し、これを議会に提出している中、一部の償還金については予算の流用を行っていたため、予算に11,802,000円の不用が生じているものがあった。  
(保健医療総務課)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、関係課との情報共有を図るとともに、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【農林水産部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
農業改良資金 貸付金元利収入	217,126,117円	93.2%	△6.8%
(農政経済課)			

(2) 講じた措置の内容

農業改良資金貸付金元利収入について、滞納者及び連帯保証人に対して催告を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和6年度において、16,982,361円を回収するとともに、8,189,177円を不納欠損金として整理した、

【商工労働部】

1 歳入科目が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

土地貸付料を建物貸付料として徴収しているものがあった。  
(労働政策課)

(2) 講じた措置の内容

歳入科目の訂正を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあった。

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
-------	-----------	---------

ア	小規模企業者等設備導入資金 貸付金元利収入	2,135,682,530円	96.4%	△3.3% (中小企業支援課)
イ	感染防止対策協力金返還金	12,769,528円	70.4%	28.0% (中小企業支援課)
ウ	建物明渡訴訟に係る損害金	74,804,994円	100.0%	0.0% (企業立地推進課)
エ	土地売払代(中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計)	39,622,800円	100.0%	皆増 (企業立地推進課)
オ	実費徴収費(国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計)	13,101,179円	23.4%	0.8% (企業立地推進課)

(2) 講じた措置の内容

- ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入について、債権管理マニュアル(中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金)に基づき、貸付先の実態に即した債権管理を行うとともに、一部の債権について債権回収会社へ委託し、回収を強化した結果、令和6年度において90,395,709円を回収した。
- イ 感染防止対策協力金返還金について、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアルに基づき、回収を強化した結果、令和6年度において390,000円を回収した。また、一部債権については、履行延期等の手続きを実施し、履行が見込めない債権については処理方針の検討を進めた。
- ウ 建物明渡訴訟に係る損害金について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、債務者に対する催告及び財産調査等を実施しており、引き続き債権回収に向けた取組を行う。
- エ 土地売払代について、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアルに基づき、債務者に対する催告及び財産調査等を実施しており、引き続き債権回収に向けた取組を行う。
- オ 実費徴収費について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、債務者に対する催告および財産調査等を実施しており、引き続き債権回収に向けた取組を行う。

3 備品貸与の手續が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

おきなわ工芸の杜の管理運営に関する基本協定書で定める貸与備品一覧が作成されていないものがあった。(ものづくり振興課)

(2) 講じた措置の内容

貸与備品一覧を作成した。指摘後、職員に対し、再発防止を周知徹底するなど適正な事務処理に努めている。

【文化観光スポーツ部】

1 契約期間の始期を遡って変更していたもの

(1) 指摘の内容

契約期間中又は契約期間満了後に、契約期間の始期に遡って契約を締結し直しているものがあった。(博物館・美術館)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 公有財産の処分手續が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

県立芸術大学首里崎山キャンパスの建物等の解体について、公有財産規則に基づく処分の手続を行っていないものがあった。(文化振興課)

(2) 講じた措置の内容

解体撤去された建物等について、公有財産台帳から削除した。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

## 【土木建築部】

### 1 調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの

#### (1) 指摘の内容

ア 調定が遅れたことにより収納が遅延しているものがあった。(南部土木事務所)

イ 納入通知書の発行が遅れたことにより収納が遅延しているものがあった。(空港課)

#### (2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

### 2 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

#### (1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
ア 県営住宅使用料	385,612,479円	7.2%	△6.0%

(住宅課)

イ 県営住宅駐車場使用料	32,681,621円	9.9%	2.9%
--------------	-------------	------	------

(住宅課)

#### (2) 講じた措置の内容

ア 県営住宅使用料について、滞納者への督促、滞納初期段階からの団地訪問、社会福祉士を交えた事情聴取などの取組を通して納付意識の喚起を図った結果、令和6年度において、42,218,654円を回収するとともに、16,292,404円を不納欠損金として整理した。また、支払に応じない滞納者については、訴えの提起を行っている。さらに、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社へ委託し、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

イ 県営住宅駐車場使用料について、団地訪問、車両変更等諸手続の際の現入居滞納者への納付指示の徹底、督促等取組の強化に努めた結果、令和6年度において、4,435,751円を回収するとともに、360,000円を不納欠損金として整理した。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社へ委託し、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

### 3 予算執行何に係る事務が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

予算執行何の執行予定額を上回る支出をしているものがあった。(道路管理課)

#### (2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

### 4 入札手続が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

ア 指名競争入札において、指名業者に配布した特記仕様書等の資料に数量の誤りがあったことで、落札者を決定することができないものがあった。(中部土木事務所)

イ 地すべり対策工事の入札が不調となったが、これに関連する磁気探査業務委託の入札を実施し、落札者を決定しているものがあった。(中部土木事務所)

ウ 指名競争入札において入札者が1者のみの応札となった場合は、指名通知書の記載のとおり入札を中止とすべきであったが、有効な応札と誤認し、落札者を決定しているものがあった。

(下水道事務所)

エ 一般競争入札において、公告した内容に誤りがあったため、入札を取りやめたものがあった。

(南部土木事務所)

#### (2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

### 5 積算を誤っていたもの

(1) 指摘の内容

- ア 仮栈橋撤去工事において積算の誤りがあり、落札者の決定を取り消したものがあつた。  
(中部土木事務所)
- イ 公園施設修繕工事において積算の誤りがあり、落札者の決定を取り消したものがあつた。  
(南部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図つた。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

**6 産業廃棄物の処理に係る事務が適正でなかつたもの**

(1) 指摘の内容

産業廃棄物の運搬及び処分を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業者等の法令で定める者とそれぞれ契約書により委託契約を締結しなければならないが、それ以外の者と書面によらずに委託契約を締結しているものがあつた。

また、受託者に産業廃棄物管理票の交付もなされていなかった。  
(港湾課)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図つた。指摘後は、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

**7 行政財産の使用許可手続等が適正でなかつたもの**

(1) 指摘の内容

行政財産使用許可書を交付後、使用を許可した内容に修正があつたが、修正に係る決裁手続を行わず、修正後の内容で作成した納入通知書を発行しているものがあつた。  
(住宅課)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図つた。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

**【企業局】**

**1 固定資産の取得、管理及び処分の手続が適正でなかつたもの**

(1) 指摘の内容

固定資産の取得、用途廃止及び廃棄の際に行う、決裁手続や経理課長への通知がなされていなかったため、固定資産台帳の整理がなされていないものがあつた。  
(水質管理事務所)

(2) 講じた措置の内容

経理課長へ報告し、固定資産台帳の調整を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

**【病院事業局】**

**1 督促状を発行していなかつたもの**

(1) 指摘の内容

医業未収金等の債権について、督促状が発行されていないものがあつた。  
(宮古病院)

(2) 講じた措置の内容

督促状を発行した。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

**2 医業未収金の徴収に努力を要するもの**

(1) 指摘の内容

令和5年度末における医業未収金(個人負担分)は、前年度末より130,116,436円(7.8%)減少し1,539,518,013円となっているが、依然として多額となっている。  
(経営課、各県立病院)

(2) 講じた措置の内容

未収金発生未然防止対策として、保険証や連絡先の確認徹底、各種公的負担制度の案内等に取り組んでいる。また、文書や電話督促、回収業務委託等、未収金の縮減に努め、令和6年度において、395,308,809円を回収するとともに、42,531,176円を不納欠損金として整理した。

**3 現金の管理体制が適正でなかつたもの**

(1) 指摘の内容

現金の管理体制が適正でなかつたため、窓口で収納した現金と金融機関に預け入れた金額が一致し

ないことについて約1か月間把握できていないものがあつた。(宮古病院)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図つた。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

**4 通勤手当に係る再認定が適正でなかつたもの**

(1) 指摘の内容

平成30年10月の八重山病院の移転に伴う通勤手当に係る再認定がなされていないものがあつた。(八重山病院)

(2) 講じた措置の内容

通勤手当に係る再認定を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

**5 時間外勤務手当及び休日勤務手当が不足払いとなつていたもの**

(1) 指摘の内容

臨時的任用職員(医師)の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に当たつて、勤務時間の確認が不十分であつたため、735,146円の不足払いとなつているものがあつた。(宮古病院)

(2) 講じた措置の内容

時間外手当及び休日勤務手当の不足分について、支給の処理を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

**6 契約事務が適正でなかつたもの**

(1) 指摘の内容

ア 100万円以上の随意契約による契約について、契約書を作成していないものがあつた。(中部病院)

イ 20万円以上の契約について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていないものがあつた。(中部病院)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図つた。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

**7 病院総務システムの調達に当たり検証を要するもの**

(1) 指摘の内容

令和4年度に調達した病院総務システムについては、当初から予定していた改修に加え、病院現場の要望等を踏まえた追加改修に対応する必要が生じたこと等により、改修費用が調達額を大きく上回り、運用開始の時期も予定より遅れることとなつた。

このため、病院総務システムの調達に当たり関係機関との事前調整や調達方法等が妥当であつたかについて検証を要する。(病院総務事務センター)

(2) 講じた措置の内容

病院総務システムの調達において、これまで検討してきた内容、経緯について検証し、問題点を整理した。これを踏まえ、病院現場の要望が重要であると判断し、以後のシステム改修にあたり、病院現場との綿密な意見交換を行っている。また、指摘内容を職員間で共有し、意思疎通を図っている。

**8 契約保証金に係る事務が適正でなかつたもの**

(1) 指摘の内容

空気除湿装置更新工事契約に係る履行保証保険契約が、工事契約日から6か月以上遅れてなされているものがあつた。(中部病院)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図つた。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

**9 地方自治法等で定める手続を行わずに会計年度をまたいでいたもの**

(1) 指摘の内容

病院機能評価に関する業務委託契約について、債務負担行為等の手続を行わずに会計年度をまたいでいるものがあつた。(中部病院)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

#### 10 決裁権者の押印がなかったもの

##### (1) 指摘の内容

資産の購入又は委託契約に係る支出負担行為書に決裁権者の押印がないものがあった。

(中部病院)

##### (2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

#### 11 公共工事における予定価格の設定が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

公共工事の発注者は、市場実態等を的確に反映した積算により算定した設計書金額に基づき予定価格を設定する必要があるが、その一部を控除して予定価格を設定しているものがあった。

(南部医療センター・こども医療センター)

##### (2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

#### 12 設計変更に係る工事費の算定が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

設計変更に係る工事費の算定について、建築工事特記仕様書では本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額に乗じることとしていたが、これによらず、受注者が提出した見積書記載の金額で算定されているものがあった。

(南部医療センター・こども医療センター)

##### (2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

#### 【教育庁・教育機関】

#### 1 旅費が不足払いとなっていたもの

##### (1) 指摘の内容

旅費の支給に当たって、宿泊料の算定を誤ったため、62,450円の不足払いとなっているものがあつた。

(那覇西高等学校)

##### (2) 講じた措置の内容

旅費の不足分について、支給の処理を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

#### 2 公印の管理が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

防火管理者選任(解任)届出書及び消防計画変更届出書について、決裁を受けずに、また、公印審査を経ないまま公印が使用され、文書が提出されているものがあつた。

(辺士名高等学校)

##### (2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

#### 【警察本部・警察署】

#### 1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

##### (1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加しているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
放置駐車車両違反金	9,493,000円	7.0%	7.7%

(交通指導課)

##### (2) 講じた措置の内容

滞納者に対する財産調査や所在確認をするなど債権回収に努めた結果、令和6年度において、

2,342,000円を回収するとともに、819,000円を不納欠損金として処理した。

## 2 契約書の内容が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

車両燃料及び部品取替等修理単価契約書の契約単価が、落札単価と異なっているものがあった。  
(名護警察署)

### (2) 講じた措置の内容

適正な契約とするため変更契約を行い、過払い分について返納の処理を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

<工事等に関する事項>

(令和5年度監査結果報告分)

### 1 設計・施工・検査等で改善を要するもの

#### (1) 指摘の内容

ア 南風原知念線(第1トンネル)補修工事(R4)において、工事完了から1年以内であるにもかかわらず、トンネル中央上部の目地から漏水が確認された。再度の補修を検討する必要がある。

(南部土木事務所)

イ R3真栄里ダム改修工事(下流取水水路)において、工事発注前の現地確認不足や改修する護岸の範囲拡大に伴う工法見直しがなされなかったことなどにより、大幅な工期の延長が生じるとともに、変更後の契約金額が当初の258.7%増となっていた。今後は工事発注前の事前準備を十分に行い、工法見直し等に適切に対応できるよう努める必要がある。

(八重山土木事務所)

ウ 長田川取水ポンプ場取水堰建設工事において、当初設計における地質調査位置の検討が不十分であったことや、仮設土留工の設計不備などにより、大幅な工期の延長が生じるとともに、変更後の契約金額が当初の71.7%増となっていた。今後は適正な設計となるよう確認等を十分に行い、工事を発注する必要がある。

(企業局建設課)

#### (2) 講じた措置の内容

ア 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、定期的に現場確認を行っているところであり、長寿命化修繕計画に基づいて必要な修繕等を検討し、指摘事項の改善に努める。

イ 指摘後、工事発注前に調査設計の内容に疑義がないか、発注担当者に加え主任技師も確認を行うこととした。また現地確認にあたり、早期に取り組むなど余裕をもって事前確認を行うこととした。

ウ 指摘内容について周知徹底を図った。指摘後、水道設計業務委託標準仕様書等に基づき精査を行うとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

## 第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(令和4年度監査結果報告分)

### 1 会計事務に改善を要するもの

#### (1) 指摘の内容

公立大学法人沖縄県立芸術大学では、県の関係例規等を準用しているが、県の各手当の規則に定められている認定簿を整備していなかった。

(文化観光スポーツ部所管)

#### (2) 講じた措置の内容

公立大学法人沖縄県立芸術大学に対し、同法人の関係規程の改正等所要の対応を行うよう指導した。同法人では、適正な事務処理に資するため、関係規程の改正を行い、所定の様式を整備した。

### 2 公の施設の管理に改善を要するもの

#### (1) 指摘の内容

ア 名護中央公園管理共同企業体(名護中央公園)では、基本協定書第24条により県から無償貸与されている備品について、経年劣化等により使用できないものがあったほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。また、県において、貸与備品への物品管理シールの貼付がなされていないものがあった。

(土木建築部所管)

イ 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社(浦添大公園及び中城公園)では、基本協定書(浦添大公園第24条、中城公園第26条)により県から無償貸与されている物品について、経年劣化等により使用できないものがあったほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないもの

があった。 (土木建築部所管)  
ウ 公益社団法人うるま市シルバー人材センター（沖縄県立石川青少年の家）では、基本協定書第29条により県から無償貸与されている備品について、経年劣化等により使用できないものがあったほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。

また、指定管理料で購入した備品について、同協定書第30条で定める備品台帳が作成されていなかった。 (教育庁所管)

## (2) 講じた措置の内容

ア 名護中央公園管理共同企業体及び県双方で貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うとともに、備品の適正管理について改めて周知徹底を図っている。また、経年劣化により使用できない貸与備品については、県において令和8年度以降に廃棄に係る予算を計上し、処分する予定である。

イ 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社及び県双方で貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うとともに、備品の適正管理について改めて周知徹底を図っている。また、経年劣化により使用できない貸与備品については、県において令和8年度以降に廃棄に係る予算を計上し、処分する予定である。

ウ 公益社団法人うるま市シルバー人材センター及び県双方で貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うとともに、備品の適正管理について改めて周知徹底を図っている。経年劣化により使用できない貸与備品については、県において令和7年度予算で廃棄に係る費用を計上し、処分する予定である。また、同法人では指定管理料で購入した備品について、基本協定書第30条に基づく台帳を作成した。

(令和5年度監査結果報告分)

## 1 会計事務等に関するもの

### (1) 指摘の内容

ア 会計事務に改善を要するもの

(ア) 公益財団法人沖縄科学技術振興センターでは、県の関係例規等を準用している旅費の支給において、支給対象になっていない特別席料金40,798円を別途追加支出していた。 (企画部所管)

(イ) 公立大学法人沖縄県立看護大学では、通勤手当の認定について、決裁を経していないものがあった。 (保健医療介護部所管)

(ウ) 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ（沖縄空手会館）では、次のとおり契約事務が適正ではなかった。

a 保安警備業務委託、事業系一般廃棄物の収集・運搬業務委託及び無線LAN環境整備・保守管理委託の契約において、事前承認手続を経ずに、再委託を行っていた。

b 保安警備業務委託では、契約上、甲（指定管理者）からの委託業務完了の合格通知を受領後、乙（再委託先）は委託料の支払を請求することとなっているが、甲は当該合格通知を作成しておらず、乙も合格通知の受領をせず委託料の支払を請求していた。

(文化観光スポーツ部所管)

(エ) 安座真海浜公園運営企業体（中城湾港安座真海浜公園）では、次のとおり契約事務が適正ではなかった。

a 浄化槽維持管理業務委託において、契約上、受託者による委託料の請求は、年の作業履行後とされているが、月締めでの請求、支払が行われていた。

b 夜間警備業務（機械警備）委託において、令和5年度の途中から委託先を変更しているが、契約書が未作成だった。また、基本協定書第19条の規定に基づく県への再委託変更承認手続が行われていなかった。

c 廃棄物の収集・運搬業務委託において、契約書が未作成だった。また、基本協定書第19条の規定に基づく県への再委託変更承認手続が行われていなかった。 (土木建築部所管)

イ 徴収に努力を要するもの

(ア) 沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅等に係る家賃等の令和5年度末の未収金が50,923,781円となっており、前回監査時点（令和3年度）より4,446,967円減少しているが、依然として多額

となっていた。

(土木建築部所管)

- (イ) 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団では、高等学校奨学金事業に係る令和5年度の滞納額が19,531,825円となっており、前年度より602,669円減少しているが、依然として多額となっていた。

また、高校育英貸与奨学金事業に係る滞納額が、前年度より3,066,315円増加し、143,674,406円となっていた。

(教育庁所管)

ウ 基本財産に関する事務に改善を要するもの

沖縄県住宅供給公社では、基本財産の額から事業資金として運用することができる額を差し引いた残額152,500,000円について、定款第19条第3項の規定により、安全かつ確実な方法により管理する必要があるが、管理状況が不明確であった。

(土木建築部所管)

(2) 講じた措置の内容

ア 会計事務に改善を要するもの

(ア) 公益財団法人沖縄科学技術振興センターに対し、同法人の規程に基づき適切に対応するよう指導した。同法人では、適正な事務処理に資するため、準用する県の規程を参考に旅費を増額支給する際の手続を整備した。

(イ) 公立大学法人沖縄県立看護大学に対し、同法人の規程に基づき適正に処理するよう指導した。以後、同法人では適正な事務処理に努めている。

(ウ) 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズに対し、基本協定書に基づき、契約事務を適正に処理するよう指導した。同法人では、基本協定書等に基づき県への再委託承認手続を行い、また契約変更により支払を月払に変更するなど、適正な事務処理に努めている。

(エ) 安座真海浜公園運営企業体に対し、基本協定書に基づき、契約事務を適正に処理するよう指導した。同企業体では、基本協定書等に基づき県への再委託変更承認手続を行い、また契約変更により支払を月払に変更するなど、適正な事務処理に努めている。

イ 徴収に努力を要するもの

(ア) 沖縄県住宅供給公社に対し、未収金縮減に向けて対策を講ずるよう指導した。同社では、引き続き、同公社債権管理マニュアルに基づく催促等を徹底して行うとともに、家賃債務保証制度の活用等により未収金の縮減に努めている。

(イ) 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に対し、未収金縮減に向けて対策を講ずるよう指導した。同法人では、返還期間や返還猶予制度の見直しなどについて引き続き意見交換等を行うとともに、債権回収業者の活用等により未収金の縮減に努めている。

ウ 基本財産に関する事務に改善を要するもの

沖縄県住宅供給公社に対し、同社の定款に基づき適正に管理するよう指導した。同社では運用可能額を除く基本財産152,500,000円について、令和7年2月から定期預金により適正に管理している。

## 2 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

ア 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ（沖縄空手会館）では、基本協定書第31条により県から無償貸与されている備品について、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。

(文化観光スポーツ部所管)

イ 一般財団法人沖縄美ら島財団（沖縄県立博物館・美術館）では、次のとおり公の施設の管理が適正ではなかった。

(ア) 基本協定書第32条により県から無償貸与されている備品について、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。

(イ) 防災センター設置の防犯カメラのモニター1台が故障しているが、修繕、取替が行われていなかった。

(ウ) 貸出施設の一部（講座室、講堂、県民アトリエ等）について、消防から消防法施行令別表第1で定める用途が、届出と異なる用途で判定されたが、同判定に対する対応がなされていない。

(文化観光スポーツ部所管)

(2) 講じた措置の内容

ア 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ及び県双方で貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うとともに、備品の適正管理について改めて周知徹底を図っている。

イ 一般財団法人沖縄美ら島財団に対し、基本協定書に基づき、貸与備品を適正に管理するよう指導した。同法人及び県では、貸与備品と貸与備品一覧の照合を行った。また、県においては令和7年度予算で防犯カメラのシステムを更新する予定である。貸出施設の一部については、届出をした博物館、美術館の用途に限定して使用すること等により、消防の了解が得られた。

### 第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

(令和5年度監査結果報告分)

#### 1 施設の管理について

##### (1) 指摘の内容

ア 建築基準法第12条第2項に基づく点検について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項の規定に基づき、特定建築物の所有者又は管理者である都道府県の機関の長は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員による当該特定建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（以下「建築物点検」という。）を実施しなければならないが、建築物点検を実施していない施設があった。

地方公共団体として、法令を遵守すべきであることに加え、建築基準法の趣旨や、自主点検の実施状況、県有施設における重大事故の発生、建築行政を執行する特定行政庁としての責任等も踏まえ、建築物点検を実施していない施設管理者等においては、速やかに点検を実施していただきたい。

イ 建築基準法第12条第4項に基づく点検について

建築基準法第12条第4項の規定に基づき、特定建築設備等の所有者又は管理者である都道府県の機関の長は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員による特定建築設備等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（以下「設備点検」という。）を実施しなければならないが、設備点検を実施していない施設があった。

地方公共団体として、法令を遵守すべきであることに加え、建築基準法の趣旨や、自主点検の実施状況、県有施設における重大事故の発生、建築行政を執行する特定行政庁としての責任等も踏まえ、設備点検を実施していない施設管理者等においては、速やかに点検を実施していただきたい。

##### (2) 講じた措置の内容

ア 建築物点検を実施していなかった72施設のうち、69施設が令和6年度までに建築物点検を実施済みであり、残る3施設については令和7年度予算に委託費を計上し、建築物点検に向けた準備を進めている。

イ 設備点検を実施していなかった68施設のうち、61施設が令和6年度までに設備点検を実施済みであり、残る7施設については令和7年度予算に委託費を計上し、設備点検に向けた準備を進めている。